

一般財団法人和歌山県教育互助会白浜保養施設客室改修工事に係る入札参加資格基準  
令和8年7月3日

(建設工事の概要)

第1条 白浜保養施設客室改修工事の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 事業名： 和歌山県教育互助会白浜保養施設客室改修工事
- (2) 対象施設名： 和歌山県西牟婁郡白浜町1997  
一般財団法人和歌山県教育互助会白浜保養施設  
湯処 むろべ
- (3) 構造・回数： RC造・4階
- (4) 延べ床面積： 2,568.87㎡
- (6) 工事発注者： 和歌山市湊通丁北2丁目1番地2  
公立学校共済組合和歌山宿泊所2階  
一般財団法人和歌山県教育互助会  
理事長 岡本邦敬
- (7) 工事箇所： 湯処むろべの客室22室の補修
- (8) その他： 改修工事期間においても当該施設は営業中であること。  
当該事業は和歌山県の木造木質化支援事業補助金を予定していること。

(参加資格がない者)

第2条 次の者は資格認定を受けることができない。

- (1) 和歌山県内建設業者でない者
- (2) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地方自治法施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当することとなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 次に掲げる者のいずれかが暴力団関係者等又は和歌山県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - ア 建設業許可業者
  - イ 建設業許可業者の使用人（建設業法施行令（昭和31年政令第273号。）第3条に規定する使用人をいう。）
  - ウ 建設業許可業者の法定代理人
  - エ 建設業許可業者の経営に影響力を有する者
  - オ 建設業許可業者の法定代理人の経営に影響力を有する者
- (6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (7) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てを行っている者で同法第41条第

1 項に規定する更生手続開始の決定を受けていない者又は民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てを行っている者で、同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けていない者

(8) 建設業許可業者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から審査基準日時点で5年を経過した者を除く。

(9) 令和6・7年度和歌山県建設入札参加資格認定一覧表に掲載されていない者

(10) 入札参加資格申請書及び添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載をしなかった者

(登録に係る申請)

第3条 第1条に定める建設工事の一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札に係る工事発注者に申請をし、資格認定を受けなければならない。

2 前項の申請は、別記第1に掲げる入札参加資格申請書(工事)(以下「申請書」という。)の様式を用いて、期日までに添付書類と併せて工事発注者に届出ること。

3 添付書類は、誓約書(別記第2)及び登記事項証明書  
(申請の期日)

第4条 申請書の期日は、令和8年7月17日(金)17時必着とする。

(資格の認定)

2 提出方法 郵送又は持参

3 提出及び問合せ先 一般財団法人和歌山県教育互助会白浜保養施設 湯処むろべ  
〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1997

TEL 0739-42-3300

第5条 資格の認定は、一般財団法人和歌山県教育互助会内に組織する検討委員会で行うものとする。

(審査結果の通知)

第6条 審査の結果は、令和8年7月24日以降に郵送で通知する。

(苦情等の受付)

第7条 審査結果による苦情等の受付は、受け付けない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。